

新旧対照表（横浜市地区センター条例施行規則の一部改正）

（下線部分改正箇所）

改正前	改正後
<p>（第1条から第2条まで省略）</p> <p>（休館日）</p> <p>第3条 地区センターの休館日は、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までとする。ただし、条例別表第1の2の表に掲げる地区センターにあつては、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。</p> <p>2 区長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。</p> <p>（第4条から第9条まで省略）</p>	<p>（第1条から第2条まで省略）</p> <p>（休館日）</p> <p>第3条 地区センターの休館日は、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までとする。ただし、<u>条例別表第1の2の表及び別表第2の2の左欄</u>に掲げる地区センターにあつては、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。</p> <p>2 区長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。</p> <p>（第4条から第9条まで省略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例（令和2年7月横浜市条例第28号）第1条中横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）別表第2の2の改正規定（横浜市本郷地区センターに係る部分に限る。）の施行の日から施行する。</u></p>